



熊本労働局発表
(局長 一瀬 壽幸)
平成27年4月20日

担 当	職業安定部長	戸原 智晶
	職業安定課長	田島 浄嗣
	地方労働市場情報官	松本 道大
	(電話) 096-211-1703	

報道関係者 各位

平成 27 年度熊本労働局雇用施策実施方針の策定について

熊本労働局及び公共職業安定所は、国が実施する職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策と熊本県が講ずる雇用に関する施策とが、相互の密接な連携の下で円滑かつ効果的に実施されるよう、熊本県知事の意見を踏まえた上で、平成 27 年度における雇用施策の基本方針を「平成 27 年度熊本労働局雇用施策実施方針」として策定しました。

平成 27 年度における主な雇用施策

1 県内就職の促進について

(1) 従業員の処遇改善による県内企業の魅力づくりの推進

内容：熊本県との協同による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進に向けた取り組みや、働き方・休み方の見直しに向けた周知広報等の取り組みを実施することにより、県内就職を促し、労働力の県外への流出の防止を図る。

(2) UIJターンの促進

内容：「地方就職希望活性化事業」により首都圏等（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、及び大阪府）在住の地方就職希望者に対して、首都圏等に設置する地方就職支援コーナーを拠点として、県内における人材需要動向等の情報提供をはじめ、関係機関との連携の下にきめ細かな職業紹介等を行う。

(3) 戦略産業雇用創造プロジェクトについて

内容：事業初年度である平成 26 年度は、指定事業主雇用助成メニューで雇用目標の変更を行ったものの、各メニューについては当初の計画のとおり実施し、全体として目標を上回る雇用実績を上げている。

事業中間年となる平成 27 年度は、各メニューとも拡充して行くので、労働局と熊本県の更なる連携を図る。

2 将来の産業人材育成について

(1) 職場定着の支援

内容：若年者の早期離職については様々な理由があり、一概に全てを否定するものではないものの、安易な離職は職業経験の蓄積・職業能力の向上を阻害するものであり、離職率が高いことは決して望ましいものではないため、就職後の職場定着支援に積極的に取り組む。

(2) 発達段階に応じた人材育成について

内容：将来の産業人材の育成に向けたキャリア教育の更なる支援を図るため、教育部局や産業界、経済界とも連携しながら、職場体験や職業講話等を充実し、地域を支える建設業、福祉・医療等人手不足といわれる業種に興味を持ってもらい、将来の地域産業の担い手となるよう育成を図る。

3 若年者の就職支援について

(1) 新規学校卒業者の就職支援

① 大学等新卒者や既卒者向けの面接会等を開催

内容：未内定の新規学卒者等を対象に、熊本県と労働局が共同で就職面接会等を開催し、就職を支援する。

② 若年者支援施策の連携した取り組み

内容：ジョブカフェくまもとが行う職業意識形成支援等総合相談や各種情報提供から、熊本ヤングハローワークが行う職業相談及び職業紹介までの一貫した支援を行う。

(2) ニートの若者等の職業的自立への支援

内容：熊本市、玉名市及び人吉市の3カ所に設置されている地域若者サポートステーション利用者のうち、就労意欲・就労スキルが付与された者をハローワーク支援対象者として就職を支援する。

4 女性・中高年齢者・障害者等の就職支援について

(1) 女性・中高年齢者・障害者等に対する就職支援

内容：出産・育児を機に離職した女性等の再就職やキャリアアップをはじめ、就職が厳しい中高年齢者及び障害者等の就職を促進するため、関係機関と連携しながら、きめ細かな職業相談・職業紹介、キャリアカウンセリング等を行うとともに、求人開拓及び職場への定着支援を中心とした就労支援を実施する。

5 離職者委託訓練と求職者支援訓練の連携について

内容：公的職業訓練である離職者委託訓練と求職者支援訓練において、効果的な職業訓練が実施されるよう綿密な連携を図る。具体的には、求職者の訓練ニーズ及び企業の人材ニーズ、労働市場情報等を共有化し、実施地域や開講時期、訓練の内容等に関し必要な調整を行う。

また、応募者確保のため職業訓練制度の周知広報に取り組むとともに、適切な受講あっせん及び修了者に対して積極的な就職支援を実施する。

(参考)

雇用対策法施行規則(昭和四十一年七月二十一日労働省令第二十三号)

第十三条(H19.10.1施行) 都道府県労働局長は、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針(以下この条において「雇用施策実施方針」という。)を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように努めるものとする。

2 厚生労働大臣は、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとする。

3 都道府県労働局長は、第一項の都道府県労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策の実施に関し、雇用施策実施方針に定める事項について都道府県知事から要請があったときは、その要請に応じるように努めるものとする。

平成27年度熊本労働局雇用施策実施方針 概要版

熊本県

連携して取り組む雇用施策

熊本労働局

県内就職の促進について

- ・いわゆるブラック企業の対極としての「ブライ企業」の認定、表彰等による企業の魅力づくりの展開
- ・東京Uターン事務所(銀座熊本館)、熊本Uターン事務所(ジョブカフェ内)へのアドバイザー配置及びハローワークの求人情報活用による無料職業紹介の充実
- ・農商工連携支援アドバイザーの増員や補助額の上限見直し、対象件数の拡大等による支援、周知

- ・従業員の処遇改善による県内企業の魅力づくりの推進
- ・UIJターンの促進
- ・戦略産業雇用創造プロジェクト
※事業中間年を迎え、熊本県とさらなる連携を図り、指定業種であるセミコンダクタ関連産業と食料品関連産業の成長に向け協力していく。

- ・「若者応援企業」の普及・拡大及び「若者育成認定企業(仮称)」の認定制度推進
- ・地方就職希望者の採用を希望する企業への人材情報の提供及び相談
- ・地方就職希望者に対する県のUターンアドバイザー制度の周知及び誘導
- ・地域雇用開発奨励金の上乗せ事業への対応及び人材育成メニューのハローワーク求職者への事業周知等の実施

将来の産業人材育成について

- ・キャリアサポーターの配置による就職する生徒の社会生活への円滑な移行及び就職後の早期離職防止の支援
- ・インターンシップ、職業講話などに協力する団体等の応援団を組織し、学校等の取り組みを支援
- ・関東・関西地域の大学生等を対象とした県内企業との交流会、インターンシップの実施
- ・将来の『夢＝仕事』発見事業による地域で働く方の講話と職業体験の実施及び技術・技能者の養成

- ・職場定着の支援
- ・発達段階に応じた人材育成

- ・就職後もハローワークで相談できることの周知、就職後の定着支援(フォローアップ)、事業主に対する意識啓発及びキャリアアップ助成金の周知
- ・インターンシップの推進、キャリア探索プログラムの実施及び高校生対象就職ガイダンスの開催

若年者の就職支援について

- ・ハローワーク、高校等の関係機関との連携による未就職者の状況把握と支援の実施、労働局との共催による面接会の開催
- ・ヤングハローワークから誘導された利用者に対する職業意識形成支援や面接指導などの就職支援の実施、就職支援希望者のヤングハローワークへの取次ぎ及び誘導
- ・自立を支援する企業・団体を募り、サポステ利用者に就労体験・ボランティア体験等の場を提供
- ・サポステ利用者を対象とした臨床心理士による専門的なカウンセリング、利用者及び家族を対象とした各種講座の開催
- ・就労意欲やスキルがある者に対するハローワークへの案内
- ・関係機関を参集した若者自立支援ネットワーク会議の開催

- ・新規学校卒業者の就職支援
- ・ニートの若者等の職業的自立への支援
- ※地域若者サポートステーション(「サポステ」)は、熊本市、玉名市及び人吉市の3カ所に設置されている。

- ・ジョブサポーターを通じた就職未内定者数の把握及び熊本県への情報提供、熊本県との共催による面接会の開催
- ・職業意識形成支援等総合相談や各種情報提供が必要な者をジョブカフェに誘導、ヤングハローワークにおいて就職希望者の職業相談、職業紹介の実施、求人開拓、職場定着支援の実施
- ・サポステが設置されているハローワークにおける支援対象者に係るケース会議の開催及び職業相談の実施
- ・サポステの支援を必要とする者に対するサポステ業務の案内及び的確な誘導

熊本労働局

平成27年度熊本労働局雇用施策実施方針 概要版

熊本県

連携して取り組む雇用施策

熊本労働局

- ・しごと相談・支援センター(くまジョブ)における生活相談、キャリアカウンセリング、労働相談の実施、地域共同就職支援センター及びマザーズハローワークと連携し、女性及び中高年齢者等に対する就職支援の実施
- ・ジョブカフェ・ランチを地域の就労支援の拠点とし、地域の関係機関と連携し、若年者、女性、高齢者及び障がい者等の求人開拓、就労支援
- ・職場開拓等を実施する専門スタッフの配置による地域の就労支援体制の強化、各ハローワークとの求職者及び企業情報の共有による連携
- ・障害者就業・生活支援センターを活用した生活面における雇用前から雇用後までの一貫した支援の実施
- ・労働局と共催による新規学卒障害者就職面接会の開催
- ・労働局、ハローワークと連携した、障がい者委託訓練に係る求人、求職ニーズの把握

- 女性・中高年齢者・障害者等の就職支援について**
- ・女性・中高年齢者・障害者等に対する就職支援
 - ※女性・中高年齢者等に対する一体的実施事業とマザーズハローワーク事業との連携
 - ※女性・中高年齢者の就職支援
 - ※障害者の雇用支援及び定着の促進
 - ・障害者就業・生活支援センターとの連携強化

- ・一体的実施事業による女性及び中高年齢者に対する就職支援の実施及び隣接するマザーズハローワークとの連携
- ・マザーズハローワーク等における求職者の就職実現プランの策定、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施
- ・求職者の希望に適合する求人開拓の実施、仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供
- ・子育て女性等の就職支援協議会による就職支援や子育て支援の情報共有及び連携
- ・高齢求職者に対する主要安定所におけるチーム支援の実施
- ・きめ細かな職業相談・職業紹介、就職面接会の開催、トライアル雇用、ジョブコーチ支援、各種助成金制度等支援施策を活用した障害者の雇用支援及び定着支援
- ・障害者就業・生活支援センターを活用した就業面における雇用前から雇用後までの一貫した支援の実施
- ・熊本県と共催による新規学卒障害者就職面接会の開催
- ・障害者の職業訓練ニーズに係る情報提供

- ・訓練ニーズ等情報の共有化による適正なコース設定及び訓練の実施
- ・訓練受講者に対する求人情報の提供
- ・就職意向アンケート調査の実施、ハローワークでの職業相談への誘導

- 離職者委託訓練と求職者支援訓練の連携について**
- ・求職者の訓練ニーズ、企業の人材ニーズ、労働市場情報等を共有し、実施地域、開講時期、訓練内容の調整
 - ・職業訓練制度の周知、受講あっせん、修了者の就職支援

- ・訓練ニーズ及び労働市場情報の共有化による適正な訓練コースの設定
- ・公的職業訓練の周知及び応募者の確保
- ・適切な職業訓練への受講あっせん
- ・就職意向アンケートを活用した就職支援

熊本労働局

平成27年度熊本労働局雇用施策実施方針

平成27年4月

熊本労働局

平成27年度 熊本労働局雇用施策実施方針

目 次

第1	趣旨	1
第2	平成27年度の主な雇用施策	
1	県内就職の促進について	1
2	将来の産業人材育成について	3
3	若年者の就職支援について	5
4	女性・中高年齢者・障害者等の就職支援について	7
5	離職者委託訓練と求職者支援訓練の連携について	9

第1 趣旨

この雇用施策実施方針は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を熊本県知事の意見を聞いて定めたものであり、当該施策と熊本県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下、円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

雇用情勢については、県下すべての地域で有効求人倍率が上昇するなど、昨年に比べ改善がみられるものの、一部の業種や職種では求人・求職のミスマッチが生じている。このため、求人充足が進まないことに伴う雇用への影響等、早期に改善すべき課題もみられるところである。

このため、熊本労働局では、地域の状況を踏まえて、以下の施策について熊本県と連携することにより、効果的・一体的に実施することとする。

第2 平成27年度の主な雇用施策

1 県内就職の促進について

(1) 従業員の処遇改善による県内企業の魅力づくりの推進

内容：熊本県との協同による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進に向けた取り組みや、働き方・休み方の見直しに向けた周知広報等の取り組みを実施することにより、県内就職を促し、労働力の県外への流出の防止を図る。

熊本労働局が実施する業務

- ・ 詳細な採用情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援企業」の普及・拡大、情報発信の強化を図る。加えて、若者の採用・育成に取り組み、一定要件を満たした若者応援企業を「若者育成認定企業（仮称）」として認定する制度の推進を図り、新卒者をはじめとする若者に対する積極的な情報発信や重点的なマッチング等に取り組み。

熊本県が実施する業務

- ・ いわゆるブラック企業の対極として、従業員が働きやすい企業、働く中で生きがいややりがいを感じることができる企業を「ブライツ企業」として認定し、特に優れたものを表彰するなど、従業員から見た企業の魅力づくりを全県で展開する。

(2) U I J ターン の 促 進

内容：「地方就職希望活性化事業」により首都圏等（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、及び大阪府）在住の地方就職希望者に対して、首都圏等に設置する地方就職支援コーナーを拠点として、県内における人材需要動向等の情報提供をはじめ、関係機関との連携の下にきめ細かな職業紹介等を行う。

熊本労働局が実施する業務

- ・県内各ハローワークにおいて、地方就職希望者の採用を希望する企業に対し、人材情報を提供し、県内への就職等のための適切な相談等を行うとともに、地方就職支援コーナーを通じ、県内就職希望者に対し、熊本県のUターンアドバイザー制度を周知するとともに誘導を図る。

熊本県が実施する業務

- ・東京Uターン事務所（銀座熊本館）及び熊本Uターン事務所（水前寺駅ビル2F ジョブカフェ内）にUターンアドバイザーを配置し、ハローワークの求人情報を活用し、無料職業紹介事業の充実を図る。

(3) 戦略産業雇用創造プロジェクトについて

内容：事業初年度である平成26年度は、指定事業主雇用助成メニューで雇用目標の変更を行ったものの、各メニューについては当初の計画のとおり実施し、全体として目標を上回る雇用実績を上げている。

事業中間年となる平成27年度は、各メニューとも拡充して行くので、労働局と熊本県のさらなる連携を図る。

① 地域マネジメント強化メニュー

協議会全体の進捗状況の管理及び協議会が設置した農商工連携支援アドバイザー及び雇用促進相談員等によるマッチング支援を行う。

熊本労働局が実施する業務

- ・熊本県が設立したくまもと雇用創出総合プロジェクト推進協議会へ参加し、事業実施のためのアドバイスを行う。

熊本県が実施する業務

- ・県南フードバレー構想を支援するため、農商工連携支援アドバイザーを1名増員し、よりきめ細かい支援を実施する。

② 事業主向け雇用拡大支援メニュー及び求職者向け人材育成メニュー

事業主向けには、戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する企業の雇用拡大に向けた取組を支援する。求職者向けには、地域の人材ニーズを踏まえた求職者の能力開発や人材育成の取組を支援する。

熊本労働局が実施する業務

・人材育成については、ハローワーク求職者への事業周知と、マッチングを行う際の対象事業所への支援も併せて行う。

熊本県が実施する業務

- ・大規模な雇用を想定する企業の後押しのために補助額の上限見直しと、補助対象件数も拡大する。
- ・民間人材会社を活用し、企業と求職者のマッチングや各種セミナー、個別面談などの就職支援を行う。
- ・若年者を中心とした在職者向け人材育成や、地域の求職者に対する研修を実施する。

③ 指定事業主雇入れ助成メニュー

戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する事業主に対する地域雇用開発奨励金上乘せ事業の実施。

熊本労働局が実施する業務

・熊本県と連携して、個々の事業所への制度説明・相談、計画受理、支給決定を行う。

熊本県が実施する業務

・事業所、事業主団体への周知。個別事業所への訪問強化。

2 将来の産業人材育成について

(1) 職場定着の支援

内容：若年者の早期離職については様々な理由があり、一概に全てを否定するものではないものの、安易な離職は職業経験の蓄積・職業能力の向上を阻害するものであり、離職率が高いことは決して望ましいものではないため、就職後の職場定着支援に積極的に取り組む。

熊本労働局が実施する業務

- ・就職後であっても職場での悩み等仕事に関するものであれば、ハローワークで幅広く相談できることを説明し、就職後に仕事に関する悩みや不安等を抱えた時には、ハローワークに相談するよう促す。
- ・新規学卒者等及びフリーター等で同意が得られた者に対し、就職後3か月後及び12か月後の職場定着の状況を把握するとともに、事業所訪問等により就職後6か月以内に1回、7～12か月以内に1回の計2回程度フォローアップを行う。
- ・安易な離職や不本意な離職は、事業主への働きかけや雇用管理等のアドバイス等で防ぐことができることも少なくないことから、職場への定着のためには、事業主にも配慮を求めることが有効と判断された場合は、就職者の了解を得た上で、事業主に働きかけを行う。
- ・ハローワークの窓口や求人開拓時に、自社の定着率が低い、定着率を上げるためには何をすればよいか等の相談を受けた場合には、積極的に助言・情報提供等を行うとともに、キャリアアップ助成金の周知を図る。
- ・若年者地域連携事業の職場定着支援セミナー等を積極的に活用し、事業主の意識啓発を行う。
- ・若者の「使い捨て」が疑われる企業に対しては、新卒者応援ハローワークに設置した「在職者相談窓口」において的確に対応し、労働基準法等の違反が疑われる場合は、労働基準監督署等への情報提供等を行う。

熊本県が実施する業務

- ・高校生キャリアサポート事業により、キャリアサポーターを配置し、就職する生徒の社会生活への円滑な移行、就職後の早期離職防止の支援を行う。

(2) 発達段階に応じた人材育成について

内容：将来の産業人材の育成に向けたキャリア教育の更なる支援を図るため、教育部局や産業界、経済界とも連携しながら、職場体験や職業講話等を充実し、地域を支える建設業、福祉・医療等人手不足といわれる業種に興味を持ってもらい、将来の地域産業の担い手となるよう育成を図る。

熊本労働局が実施する業務

- ・インターンシップ事業を推進することにより、高校生の職場体験事業に関する周知・啓発活動、受入事業所の調査及び情報提供を行う。
- ・キャリア探索プログラムにより、就職希望の多い高校の1・2年生を対象に、地元企業から職業講話等を行うことにより、地元企業への理解を深める。
- ・高校生対象就職ガイダンスを開催し、就職希望の高校2・3年生に対し、就職に関する動機づけ、応募先の選定や採用選考に関する基礎的な知識、社会で求められる素養の習得を図る。

熊本県が実施する事業

- ・キャリア教育応援団事業により、産・学・官のパートナーシップの下、子どもや若者の勤労観・職業観を育む「キャリア教育」を推進するため、インターンシップ、職業講話などに協力する団体等からなる応援団を組織し、学校等の取り組みを支援する。
- ・県外に転出した大学生や若年層の県内企業への就職、呼び戻しを図るため、関東・関西地域の大学生や若年層を対象とし、県内企業との交流会やインターンシップを実施する。
- ・将来の『夢＝仕事』発見事業により、多様なインターンシップの機会創出や地域で働く方を講師に迎え、講話や職業体験の機会の提供、技術・技能者の養成に取り組み、キャリア教育の充実を図る。

3 若年者の就職支援について

(1) 新規学校卒業者の就職支援

①大学等新卒者や既卒者向けの面接会等を開催

内容：未内定の新規学卒者等を対象に、熊本県と労働局が共同で就職面接会等を開催し、就職を支援する。

熊本労働局が実施する業務

- ・学卒ジョブサポーターを通して未内定者数を把握し、当該情報を熊本県に提供する。
- ・未内定者数の情報を基に、熊本県と共同で大学等新卒者や既卒者向けの面接会を開催する。

熊本県が実施する業務

- ・ハローワーク、高校等関係機関と連携して、高卒未就職者の状況を把握し、必要な支援を行う。

- ・労働局から提供された未内定者数情報を基に、労働局と共同で大学等新卒者や既卒者向けの面接会を開催する。

②若年者支援施策の連携した取り組み

内容：ジョブカフェくまもと（以下、「ジョブカフェ」という。）が行う職業意識形成支援等総合相談や各種情報提供から、熊本ヤングハローワーク（以下、「ヤングハローワーク」という。）が行う職業相談及び職業紹介までの一貫した支援を行う。

熊本労働局が実施する業務

- ・ヤングハローワークにおいて、職業意識形成支援等総合相談や各種情報提供を必要とする者をジョブカフェへ誘導する。
- ・ジョブカフェから誘導された就職希望者の職業相談・職業紹介を行う。また、職業相談に係る求職情報を基に求人開拓を行う。
- ・職業相談の実施、職場定着の支援。

熊本県が実施する業務

- ・ヤングハローワークから誘導された利用者に対して、職業意識形成支援や面接指導、職務経歴書作成指導などの就職支援を行う。
- ・ジョブカフェにおいて、就職支援を希望する者をヤングハローワークへ取次ぎ及び誘導する。

(2) ニートの若者等の職業的自立への支援

内容：熊本市、玉名市及び人吉市の3カ所に設置されている地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）利用者のうち、就労意欲・就労スキルが付与された者をハローワーク支援対象者として就職を支援する。

熊本労働局が実施する業務

- ・サポステが設置されている地域のハローワークにおいて、就職支援対象者に係るケース会議を開催し、情報交換を行う。
- ・サポステの支援を必要とする者に対し、サポステ業務を案内するとともに、的確に誘導する。
- ・ハローワークを経ずにサポステに来所した者に対し、サポステによる支援の必要性に関する判断を行う。

熊本県が実施する業務

- ・自立を支援する企業・団体を募り、サポステ利用者に就労体験・ボランティア体験等の場を提供する。
- ・サポステ利用者を対象とした臨床心理士による心理カウンセリング、利用者及び家族を対象とした各種講座を開催する。
- ・就労意欲、就労スキルが付与された者を、ハローワークの就職支援に的確につないでいく。
- ・若者自立支援ネットワーク会議設置要綱に基づき、関係機関を参集し、年2回の会議を開催する。
- ・高等学校中途退学者へのサポステへの案内及び情報の提供について、学校とサポステが協力して行い、未就職状態の長期化を防ぐ。

4 女性・中高年齢者・障害者等の就職支援について

(1) 女性・中高年齢者・障害者等に対する就職支援

内容：出産・育児を機に離職した女性等の再就職やキャリアアップをはじめ、就職が厳しい中高年齢者及び障害者等の就職を促進するため、関係機関と連携しながら、きめ細かな職業相談・職業紹介、キャリアカウンセリング等を行うとともに、求人開拓及び職場への定着支援を中心とした就労支援を実施する。

熊本労働局が実施する業務

① 女性・中高年齢者の就職支援

- ・一体的実施事業による女性及び中高年齢者に対する就職支援の実施及び隣接するマザーズハローワークとの連携。
- ・マザーズハローワーク（しごとサポート水道町内）及びマザーズコーナー（菊池公共職業安定所内）等において、個々の求職者の状況に応じた就職実現プランを策定し、求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行う。
- ・求職者の希望に適合する求人開拓を実施するほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供を行う。
- ・地方自治体等との連携により、仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業の情報や保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供等を行う。
- ・子育て女性等の就職支援協議会を開催し、就職支援や子育て支援に関する各種情報の共有を図るとともに、就職支援に係る具体的な連携の在り方を協議し、地域の関係機関との連携の下で、就職を希望

する子育て女性等に対する支援を実施する。

- ・熊本公共職業安定所に高齢者に対する相談窓口を設置し、特に就職が困難な求職者に対するチーム支援を実施する。

② 障害者の雇用支援及び定着支援

- ・ハローワークにおけるきめ細かな職業相談、職業紹介を実施する。
- ・障害者就業・生活支援センターを活用し、就業面における雇用前から雇用後までの一貫した支援を実施する。
- ・熊本県との共催による新規学卒障害者就職面接会及びハローワーク熊本主催による障害者就職面接会を開催する。
- ・トライアル雇用、ジョブコーチ支援及び各種助成金制度等の積極的な活用を図る。
- ・職場実習先の情報収集、提供を行う。
- ・精神障害者雇用トータルサポーターによる求職者、事業主双方への支援を実施する。
- ・求人開拓等で得た職業訓練ニーズに係る情報の熊本県への提供等、障害者職業能力開発の支援を図る。

熊本県が実施する業務

- ・しごと相談・支援センター（くまジョブ）において、スムーズな就職活動に向かうための支援として、生活相談、キャリアカウンセリング、労働相談を実施し、地域共同就職支援センター及びマザーズハローワークと連携し女性及び中高年齢者等に対する就職支援を実施する。
- ・各地域振興局に設置している「ジョブカフェ・ブランチ」を地域の就労支援の拠点と位置づけ、地域の関係機関と連携して若年者に加えて女性、高齢者、障がい者等の就職困難者等の求人開拓や就労支援に取り組む。
- ・職場開拓等を実施する専門スタッフを配置し、地域の就労支援体制強化を図るとともに、各ハローワークと求職者及び企業の情報を共有しながら連携して支援する。
- ・障害者就業・生活支援センターを活用し、生活面における雇用前から雇用後までの一貫した支援を実施する。
- ・職場実習先の情報収集、提供を行う。
- ・労働局と共催で新規学卒障害者就職面接会を実施する。
- ・労働局及びハローワークと連携して、障がい者委託訓練に係る求人・求職ニーズの把握を行う。

5 離職者委託訓練と求職者支援訓練の連携について

内容：公的職業訓練である離職者委託訓練と求職者支援訓練において、効果的な職業訓練が実施されるよう綿密な連携を図る。具体的には、求職者の訓練ニーズ及び企業の人材ニーズ、労働市場情報等を共有化し、実施地域や開講時期、訓練の内容等に関し必要な調整を行う。

また、応募者確保のため職業訓練制度の周知広報に取り組むとともに、適切な受講あっせん及び修了者に対して積極的な就職支援を実施する。

熊本労働局が実施する業務

- ・地域訓練協議会において、訓練ニーズ及び労働市場情報を提供し、適正な訓練コースの設定を行う。
- ・地域訓練協議会の下に設置している実務者で構成するワーキング・チーム会議において、訓練ニーズや労働市場を勘案し、コース設定の検証・分析を行うとともに、離職者委託訓練と求職者支援訓練コース設定に係る協議・調整を行う。
- ・公的職業訓練の幅広い周知広報に努めるとともに、訓練実施機関と連携し就職意向アンケート調査を活用した就職支援を実施する。

熊本県が実施する業務

- ・地域訓練協議会及び同ワーキング・チーム会議に参加し、公共職業訓練の実施状況や公共職業訓練連携推進員が行う訓練ニーズ調査結果等について労働局と情報の共有化を図るとともに、ワーキング・チーム会議における協議調整結果に基づき、コースの設定及び適正な訓練実施に努める。
- ・訓練実施機関において、受講者に対し求人情報の提供を行う。
また、就職意向アンケート調査を実施し、それを活用したハローワークでの職業相談への誘導を行う。